



発行 新潟県

第3号

平成25年1月11日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 1 新潟県森林法施行細則の一部を改正する規則(治山課)
- 2 新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(建築住宅課)

告 示

- 9 新潟県議会臨時会の招集(政策課)
- 10 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の解除(環境対策課)
- 11 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定(福祉保健課)
- 12 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届(福祉保健課)
- 13 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 14 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 15 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 16 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 17 交換分合計画の認可(農地整備課)
- 18 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 19 国土調査の成果認証(農村環境課)
- 20 平成24年度地籍調査事業計画の変更(農村環境課)
- 21 道路の区域変更(道路管理課)
- 22 道路の区域変更(道路管理課)
- 23 道路の供用開始(道路管理課)
- 24 道路の区域変更(道路管理課)
- 25 道路の供用開始(道路管理課)
- 26 都市計画事業の施行(都市政策課)

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 特定調達契約の落札者等(病院局総務課)

公安委員会規則

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則(組織犯罪対策第二課)

規 則

新潟県森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 1月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第1号

新潟県森林法施行細則の一部を改正する規則

新潟県森林法施行細則（平成12年新潟県規則第123号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（保安林の指定等に対する意見の聴取）</p> <p>第12条 （略） 2～10 （略）</p> <p><u>11 法第32条第3項の規定による公示は、新潟県報に登載して行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（土地の使用権設定に対する意見の聴取）</p> <p>第13条 <u>法第50条第2項の規定により知事が行う意見の聴取は、知事又はその指名する者が議長として主宰する意見聴取会によって行う。</u></p> <p><u>2 法第50条第1項の認可を受けようとする者並びに当該認可に係る土地の所有者及びその土地に関し所有権以外の権利を有する者（以下これを「当事者」という。）がその代理人を意見聴取会に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面に代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又は議長の指名する者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 議長は、意見聴取会において、出席した当事者又はその代理人に証拠を提示させ、又は意見を陳述させることができる。ただし、議長は、その者が正当な理由がないのに証拠を提示せず、又は意見を陳述しないと認めるときは、その者がその証拠の提示をし、又は陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。</u></p> <p><u>4 前条第4項から第11項までの規定は、第1項の意見の聴取について準用する。この場合において、前条第4項及び第5項中「意見書提出者」とあるのは「当事者」と、同条第4項及び第8項中「陳述に」とあるのは「証拠の提示又は陳述に」と、同条第8項中「陳述した」とあるのは「証拠を提示し、若しくは陳述した」と、「陳述若しくは」とあるのは「証拠の提示若しくは陳述若しくは」と、同条第11項中「第32条第3項」とあるのは「第50条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第14条 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（保安林の指定等に対する意見の聴取）</p> <p>第12条 （略） 2～10 （略）</p> <p>第13条 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成25年 1月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第2号

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる機関が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合における当該基準に適合することを証する書類とする。

(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

(構造計算適合性判定の実施)

第3条 知事は、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を受けた場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に係る低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をするときは、建築基準法第18条の2第1項の規定による指定を受けた者に対し、構造計算適合性判定を求めるものとする。

(低炭素建築物の新築等の工事の完了の報告)

第4条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに別記第1号様式により、知事に報告しなければならない。

2 前項の場合において、認定建築主は、あらかじめ、別記第2号様式による確認書により建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいい、この項の規定による確認の対象となる建築物が、同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは1級建築士、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは1級建築士又は2級建築士に限る。）による認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等の工事が行われた旨の確認を受け、当該確認書の写しを前項の報告書に添えなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

低炭素建築物の新築等の工事完了報告書

年 月 日

新潟県知事 様

報告者 住 所
氏 名

Ⓣ
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり低炭素建築物の新築等の工事が完了したので、新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第4条第1項の規定により報告します。

記

認定年月日及び番号	年 月 日	第 号
確認年月日及び番号	年 月 日	第 号
認定に係る建築物の位置		

工事完了年月日	年 月 日
認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等の工事が行われた旨の確認をした建築士	(級) 建築士 () 登録第 号 住 所 氏 名 (級) 建築士事務所 () 知事登録第 号 所在地 名 称
法第55条第1項に規定する軽微な変更をした場合にあつては、その内容	

第2号様式(第4条関係)

認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

確認者 (級) 建築士 () 登録第 号

住 所

氏 名

㊦

(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号

所在地

名 称

次のとおり、年 月 日 第 号で認定を受けた低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った部位、 材料の種類等	照 合 内 容	照合を行った設計図 書	照合結果(不適の場合には、その内容)
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置				
1次エネルギー消費量に関する措置				
建築物の低炭素化のためのその他の措置				
都市の緑地の保全への配慮				

告 示

◎新潟県告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条及び102条の規定により、次の事件について、新潟県議会臨時会を平成25年1月21日午後1時新潟県議会議場に招集する。

平成25年1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の稼働に関する新潟県民投票条例審査について

◎新潟県告示第10号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、平成24年1月24日新潟県告示第62号により指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を解除する。

平成25年 1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除する形質変更時要届出区域
新発田市大手町四丁目7番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

◎新潟県告示第11号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年 1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
社会福祉法人村上岩船福祉会	村上市上の山2-17	社会福祉法人村上岩船福祉会認知症高齢者グループホームまつかぜ	村上市北新保683番地1	認知症対応型共同生活介護	H24.11.28
社会福祉法人村上岩船福祉会	村上市上の山2-17	社会福祉法人村上岩船福祉会認知症高齢者グループホームまつかぜ	村上市北新保683番地1	介護予防認知症対応型共同生活介護	H24.11.28
株式会社新潟朝日	東蒲原郡阿賀町九島5525番地	ショートステイほたる	東蒲原郡阿賀町九島5525番地	介護予防短期入所生活介護	H24.10.1
社会福祉法人長岡東山福祉会	長岡市加津保町1695番地2	デイサービスセンターかつぼ園	長岡市加津保町1695番地2	介護予防通所介護	H24.10.1
社会福祉法人心友会	新潟市秋葉区大鹿522番地	社会福祉法人心友会介護老人保健施設汐彩の郷ショートステイ汐彩	北蒲原郡聖籠町大字次第浜5372番地	短期入所生活介護	H24.10.1
社会福祉法人心友会	新潟市秋葉区大鹿522番地	社会福祉法人心友会介護老人保健施設汐彩の郷ショートステイ汐彩	北蒲原郡聖籠町大字次第浜5372番地	介護予防短期入所生活介護	H24.10.1
社会福祉法人長岡福祉協会	長岡市深沢町字高寺2278番地8	こぶし24時間ケアステーション美沢	長岡市美沢4丁目211番地6	訪問介護	H24.11.1
社会福祉法人長岡福祉協会	長岡市深沢町2278番地8	こぶし24時間ケアステーション美沢	長岡市美沢4丁目211番地6	介護予防訪問介護	H24.11.1
株式会社はあとふるあたご	新潟市中央区新島町通三ノ町2284番地	はあとふるあたご居宅介護支援センター水原	阿賀野市外城町21番2号	居宅介護支援	H24.12.1

ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟	新潟市西区小針南台3-16	小規模多機能型居宅介護事業所ささえ愛あいの山	佐渡市大和1213番地	小規模多機能型居宅介護	H24.11.29
ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟	新潟市西区小針南台3-16	小規模多機能型居宅介護事業所ささえ愛あいの山	佐渡市大和1213番地	介護予防小規模多機能型居宅介護	H24.11.29
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	加茂駅前薬局	加茂市駅前10番4号	居宅療養管理指導	H25.1.1
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	加茂駅前薬局	加茂市駅前10番4号	介護予防居宅療養管理指導	H25.1.1
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	大郷町調剤薬局	加茂市大郷町1丁目13番2号	居宅療養管理指導	H25.1.1
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	大郷町調剤薬局	加茂市大郷町1丁目13番2号	介護予防居宅療養管理指導	H25.1.1
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	仲町調剤薬局	加茂市仲町1番35号	居宅療養管理指導	H25.1.1
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	仲町調剤薬局	加茂市仲町1番35号	介護予防居宅療養管理指導	H25.1.1
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	笹菊薬局	加茂市上町7番11号	居宅療養管理指導	H25.1.1
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	笹菊薬局	加茂市上町7番11号	介護予防居宅療養管理指導	H25.1.1
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	さわたり調剤薬局	燕市佐渡187番1	居宅療養管理指導	H25.1.1
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	さわたり調剤薬局	燕市佐渡187番1	介護予防居宅療養管理指導	H25.1.1
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	西本成寺調剤薬局	三条市西本成寺1丁目38番46号	居宅療養管理指導	H25.1.1
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	西本成寺調剤薬局	三条市西本成寺1丁目38番46号	介護予防居宅療養管理指導	H25.1.1
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	新光町調剤薬局	三条市新光町1番27号	居宅療養管理指導	H25.1.1
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	新光町調剤薬局	三条市新光町1番27号	介護予防居宅療養管理指導	H25.1.1
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	たがみ調剤薬局	南蒲原郡田上町大字田上丙1225-3	居宅療養管理指導	H25.1.1

笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	たがみ調剤薬局	南蒲原郡田上町大字田上丙1225-3	介護予防居宅療養管理指導	H25. 1. 1
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	みどり台調剤薬局	南蒲原郡田上町川船河甲1330-6	居宅療養管理指導	H25. 1. 1
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	みどり台調剤薬局	南蒲原郡田上町川船河甲1330-6	介護予防居宅療養管理指導	H25. 1. 1

◎新潟県告示第12号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年 1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
萌気園訪問看護ステーション「ゆいま〜る」	南魚沼市二日町212番地1	南魚沼市浦佐330番地5	南魚沼市二日町212番地1	H24. 12. 1

◎新潟県告示第13号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成25年 1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
三条こどもクリニック	三条市西本成寺2丁目4番24号	精神通院医療	平成25年 1月 1日

◎新潟県告示第14号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成25年 1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
たかはし脳外科皮フ科医院	新発田市住吉町2-3-17	精神通院医療	平成25年 1月 1日
中央薬局新発田店	新発田市本町1-16-7	精神通院医療	平成25年 1月 1日

中条薬局	南魚沼市寺尾263-19	精神通院医療	平成25年1月1日
株式会社梅田調剤薬局	胎内市東本町22番10号	精神通院医療	平成25年1月1日
トリム薬局湯沢店	湯沢町神立25-6 パステルハイ ツ1F	精神通院医療	平成25年1月1日

◎新潟県告示第15号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の羽茂土地改良区の定款の変更を平成24年12月26日認可した。

平成25年1月11日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、阿賀町の一部を受益地域とする県営上川地区農業用排水施設整備・農業用道路整備・農用地保全施設整備・農用地改良保全（中山間地域総合整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
 - 2 縦覧に供する期間
平成25年1月15日から平成25年2月12日まで
 - 3 縦覧に供する場所
阿賀町役場
 - 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があつたとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。
-

◎新潟県告示第17号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成25年1月11日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 交換分合を行う者の名称
新潟市西蒲区農業委員会
 - 2 地区名
五之上地区
 - 3 認可年月日
平成24年12月21日
 - 4 その他
この処分不服があるときは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。
-

◎新潟県告示第18号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成25年1月15日から平成25年2月12日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	清津里山（宮峯）	換地計画書の写し	十日町市役所

- この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第19号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年1月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
新発田市	新発田市の地積図及び地積簿 大字大槻及び山内の一部
阿賀野市	阿賀野市の地積図及び地積簿 水原・下条・山口村新田の各一部

- 認証年月日

平成24年12月26日

◎新潟県告示第20号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成24年度地籍調査事業計画（平成24年12月21日新潟県告示1496号）を次のとおり変更する。

平成25年1月11日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-14計画区・第06-15計画区・第02-22-1計画区・第05-16計画区・第03-19-3計画区・第03-20-2計画区・第09-19計画区・第14-11-1計画区・第09-11-1計画区及び第14-12-1計画区	平成24年5月1日から平成25年3月31日まで
長岡市	長岡市の川口北計画区	〃
新発田市	新発田市の第2計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第24計画区及び第25計画区	〃

十日町市	十日町市の市街第1計画区・市街第2計画区・市街第3計画区・市街第4計画区・市街第5計画区・吉田第1-1計画区・吉田第1-2計画区・吉田第1-3計画区・吉田第2-1計画区・吉田第3-1計画区及び吉田第3-2計画区	〃
見附市	見附市の第1計画区・第2計画区及び第3計画区	〃
村上市	村上市の第34計画区(山北)・第35計画区(山北)・第36計画区(山北)・第32-2計画区(山北)・第26計画区(朝日)・第28計画区(朝日)・第28-3計画区(朝日)・第26計画区(神林)・第27計画区(神林)・第29計画区(神林)第30計画区(神林)・村上計画区(村上)及び村上計画区(山北)	〃
燕市	燕市の第34計画区・第35計画区・第36計画区及び第37計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第17計画区・第18計画区及び第20計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第31計画区・第32計画区・第33計画区・第34計画区及び第35計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第47計画区・第48計画区及び第64計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第7計画区・第8計画区・第41-2計画区・第S8計画区・第S9計画区・第S14計画区・第S16計画区及び第S17計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第4計画区・第5計画区・第6計画区・第7計画区及び南魚沼市計画区	〃
胎内市	胎内市の第39計画区・第41計画区及び第42計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第32計画区・第33計画区及び第34計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第1計画区・第2計画区・第5-1計画区・第6-1計画区及び旧三川村計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第063計画区・第101計画区・第102-1計画区及び第102-2計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第05-1計画区・第05-2計画区・第06-1計画区・第06-2計画区・第07-1計画区・第07-2計画区・第08計画区・第09計画区・第10計画区及び第11-1計画区	〃

関川村	関川村の第12-1計画区・第13-1計画区・第14-1計画区及び関川計画区	〃
粟島浦村	粟島浦村の第6-3計画区及び第4-2計画区	〃

◎新潟県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新井柿崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字北条字耕田 519 番 8 から	新	9.1～9.4メートル	43.4メートル
同市大字北条字耕田520番4まで	旧	9.1～13.3メートル	43.4メートル

備考 路線の重用

全区間県道三和新井線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三和新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字北条字耕田 520 番 4 から	新	9.1～9.4メートル	43.4メートル
同市大字北条字耕田519番8まで	旧	9.1～13.3メートル	43.4メートル

備考 路線の重用

全区間県道新井柿崎線と重用

◎新潟県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上小沢北条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字吉木字二月田 853 番 1 から	新	5.4～20.0メートル	46.7メートル
同市大字吉木字二月田854番 3 まで	旧	5.0～6.0メートル	45.5メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更

◎新潟県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 上小沢北条線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字吉木字二月田853番 1 から同市大字吉木字二月田854番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年1月11日

◎新潟県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上小沢北条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字大濁字下ノ坪 2362 番 1 から	新	7.8～26.0メートル	170.1メートル
同市大字坪山字家下79番 1 まで	旧	7.6～22.6メートル	170.3メートル

◎新潟県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 上小沢北条線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字大濁字下ノ坪2362番 1 から同市大字坪山字家下79番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年1月11日

◎新潟県告示第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

平成25年 1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 柏崎都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・25号諏訪町東本町線

2 施行者の名称

新潟県

3 事務所の所在地

新潟市中央区新光町4番地1

4 事業地の所在

(1) 収容の部分

平成22年北陸地方整備局告示第94号の事業地である新潟県柏崎市東本町2丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

5 事業施行期間

平成22年7月5日から平成30年3月31日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年 1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成24年12月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おりづる

3 代表者の氏名

齊藤 田津子

4 主たる事務所の所在地

上越市西本町2丁目5番6号

5 定款に記載された目的

この法人は、心身に障がいを持つ人に対して、食事提供サービスや販売の技術習得に関する事業を行い、居場所を提供すると共に就職や社会復帰の促進に寄与することを主たる目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 社会教育の推進を図る活動
- (8) まちづくりの推進を図る活動
- (9) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、内視鏡システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年1月11日

新潟県立新発田病院長 矢澤 良光

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

内視鏡システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年3月29日(金)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年1月21日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年1月23日(水)午前11時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 1月11日

新潟県立新発田病院長 矢澤 良光

1 調達物品及び数量

デジタルガンマカメラ装置 1式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立新発田病院経営課経営係
新潟県新発田市本町1丁目2番8号

3 調達方法

購入等

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

平成24年12月20日

6 落札者の氏名及び住所

株式会社池田医療電機
新潟県新潟市中央区旭町通1番町78番地

7 落札価格

34,965,000円

8 入札公告日

平成24年11月9日

9 落札方式

最低価格

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第1号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則を次のように定める。

平成25年1月11日

新潟県公安委員会

委員長 本望 雅子

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(新潟県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県公安委員会の事務の委任に関する規則(平成4年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(本部長へ委任する事務) 第2条 (略) 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第1項の規定により、同法第35条第1項の規定による命令(以下この項において「仮の命令」という。)に関する事務、同法第12条の4第2項の規定による指示(緊急の必要がある場合におけるものに限る。)に関する事務、 <u>同法第15条第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第4項及び第5項に規定する事務並びに同法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務</u> は、本部長が行う。	(本部長へ委任する事務) 第2条 (略) 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第1項の規定により、同法第35条第1項の規定による命令(以下この項において「仮の命令」という。)に関する事務、同法第12条の4第2項の規定による指示(緊急の必要がある場合におけるものに限る。)に関する事務 <u>並びに同法第15条第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務</u> は、本部長が行う。
(警察署長へ委任する事務) 第3条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第3項の規定により、同法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、第30条、 <u>第30条の3、第30条の7第1項及び第30条の10第1項の規定による命令</u> は、警察署長が行う。	(警察署長へ委任する事務) 第3条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第3項の規定により、同法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、第30条 <u>及び第30条の3</u> の規定による命令は、警察署長が行う。

(新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則(昭和49年新潟県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下この条において「移動後別表号」という。)に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下この条において「移動別表号」という。)が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号(以下この条において「追加別表号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表	別表
種別 警察本部長が専決できる事務	種別 警察本部長が専決できる事務
(略)	(略)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第5条第2項又は第34条第2項の規定による意見聴取開催の通知及び公示（第15条の2第8項及び第9項、第30条の8第4項及び第5項並びに第35条第5項において準用する場合を含む。）
- (2) (略)
- (3) 暴対法第7条第1項の規定による指定をする旨の公示及び同条第3項の規定による指定をした旨の通知（第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。）
- (4)～(10) (略)
- (11) 暴対法第32条の3第5項の規定による新潟県暴力追放運動推進センターに対する改善命令
- (12) (略)
- (13) 暴対法第34条第1項ただし書の規定による意見聴取（本部長が指名した意見聴取官が主宰するものに限る。）を公開しない旨の決定（第35条第5項において準用する場合を含む。）
- (14)～(16) (略)
- (17) 暴対法第36条第2項の規定による国家公安委員会からの主たる事務所と決定した旨の通報の受理
- (18)～(24) (略)
- (25) 暴対法施行規則第21条第1項の規定による特定抗争指定暴力団等の指定の期限延長に係る通知
- (26) 暴対法施行規則第30条第1項の規定による特定危険指定暴力団等の指定の期限延長に係る通知
- (27) (略)
- (28) (略)
- (29) (略)
- (30) (略)
- (31) 暴対法施行規則第38条の規定による標章の除去
- (32) 暴対法施行規則第39条又は第40条第1項の規定による他の公安委員会に対する照会及び他の公安委員会からの照会に対する回答
- (33) 暴対法施行規則第40条第2項の規定による他の公安委員会に対する違反事実に係る書類その他の物件の送付及

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第5条第2項又は第34条第2項の規定による意見聴取開催の通知及び公示（第35条第5項において準用する場合を含む。）
- (2) (略)
- (3) 暴対法第7条第1項の規定による指定をする旨の公示及び同条第3項の規定による指定をした旨の通知（第8条第7項において準用する場合を含む。）
- (4)～(10) (略)
- (11) 暴対法第32条の2第5項の規定による新潟県暴力追放運動推進センターに対する改善命令
- (12) (略)
- (13) 暴対法第34条第1項ただし書の規定による意見聴取（警察本部長が指名した意見聴取官が主宰するものに限る。）を公開しない旨の決定（第35条第5項において準用する場合を含む。）
- (14)～(16) (略)
- (17) 暴対法第36条第2項の規定による国家公安委員会からの主たる事務所と決定した旨の通知の受理
- (18)～(24) (略)
- (25) (略)
- (26) (略)
- (27) (略)
- (28) (略)
- (29) 暴対法施行規則第39条の規定による標章の除去
- (30) 暴対法施行規則第40条又は第41条第1項の規定による他の公安委員会に対する照会及び他の公安委員会からの照会に対する回答
- (31) 暴対法施行規則第41条第2項の規定による他の公安委員会に対する違反事実に係る書類その他の物件の送付及

び他の公安委員会からの送付の受理
(34) 暴対法施行規則第41条第1項の規定による他の公安委員会に対する協力の依頼及び協力
(35) 暴対法施行規則第41条第2項の規定による援助のための必要な措置
(36) (略)
(37) (略)
(38) (略)
(39) (略)
(40) (略)
(41) (略)
(42) (略)
(43) (略)
(44) (略)
(45) (略)
(46) (略)
(47) (略)
(48) (略)
(49) (略)
(50) (略)
(51) (略)
(52) (略)
(53) (略)
(54) (略)
(55) (略)
(56) (略)
(57) (略)
(58) (略)
(59) (略)
(60) (略)
(61) (略)
(62) センター規則第3条第3項の規定による第1条第2項各号に掲げる書類の内容の変更届出の受理
(63) (略)
(64) (略)
(65) (略)
(66) センター規則第9条第1項の規定による相談事業の休止又は廃止しようとする場合の届出の受理
(67) (略)
(68) (略)
(69) (略)
(70) (略)
(71) (略)
(72) (略)
(73) (略)
(74) (略)
(75) (略)
(76) (略)

び他の公安委員会からの送付の受理
(32) 暴対法施行規則第42条第1項の規定による他の公安委員会に対する協力の依頼及び協力
(33) 暴対法施行規則第42条第2項の規定による援助のための必要な措置
(34) (略)
(35) (略)
(36) (略)
(37) (略)
(38) (略)
(39) (略)
(40) (略)
(41) (略)
(42) (略)
(43) (略)
(44) (略)
(45) (略)
(46) (略)
(47) (略)
(48) (略)
(49) (略)
(50) (略)
(51) (略)
(52) (略)
(53) (略)
(54) (略)
(55) (略)
(56) (略)
(57) (略)
(58) (略)
(59) (略)
(60) センター規則第3条第3項の規定による規則第1条第2項各号に掲げる書類の内容の変更届出の受理
(61) (略)
(62) (略)
(63) (略)
(64) センター規則第9条第1項の規定による相談事業の休止又は廃止しようとする場合の届出書の受理
(65) (略)
(66) (略)
(67) (略)
(68) (略)
(69) (略)
(70) (略)
(71) (略)
(72) (略)
(73) (略)
(74) (略)

(77) (略)	(75) (略)
(78) (略)	(76) (略)
(79) (略)	(77) (略)
(80) (略)	(78) (略)
(81) (略)	(79) (略)
(82) (略)	(80) (略)
(83) (略)	(81) (略)
(84) (略)	(82) (略)
(85) (略)	(83) (略)
(略)	(略)

(責任者講習の実施に関する規則の一部改正)

第3条 責任者講習の実施に関する規則(平成5年新潟県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(責任者講習の受託先)	(責任者講習の受託先)
第4条 責任者講習の実施を委託しようとするときは、 <u>法第32条の3第1項</u> の規定に基づいて暴力追放運動推進センターに指定した団体(以下「センター」という。)に対してするものとする。	第4条 責任者講習の実施を委託しようとするときは、 <u>法第32条の2第1項</u> の規定に基づいて暴力追放運動推進センターに指定した団体(以下「センター」という。)に対してするものとする。
2 (略)	2 (略)
(委託の解除)	(委託の解除)
第7条 公安委員会は、次の各号に掲げる場合には、責任者講習の委託を解除するものとする。	第7条 公安委員会は、次の各号に掲げる場合には、責任者講習の委託を解除するものとする。
(1) <u>法第32条の3第6項</u> の規定に基づき、指定を取り消したとき。	(1) <u>法第32条の2第6項</u> の規定に基づき、指定を取り消したとき。
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。